

利用者のために

1 調査の目的

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、牛乳乳製品統計調査規則（昭和46年農林省令第38号）及び牛乳乳製品統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件（平成14年12月20日農林水産省告示第1885号）に基づき指定統計第33号として実施した。

3 調査の対象

本調査は、全国の乳製品工場（アイスクリームのみを製造する工場のうち、その製造見込み量が年間5万リットルに満たない工場を除く。）及び牛乳処理場（乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料のみを製造する工場のうち、生乳を処理しない工場を除く。）を対象として実施した。

4 調査期間

調査期間は、平成14年（1月～12月）の1年間である。

5 調査組織

本調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

6 調査方法

牛乳乳製品基礎調査員、牛乳出荷量調査員並びに乳製品調査員又は職員が調査客体の代表者に対して面接調査の方法により実施した。

7 用語の定義

本調査における牛乳及び乳製品の定義は、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）を基にしており、主要な品目の定義は、次のとおりである。

生乳	搾乳したままの人の手を加えない乳用牛の乳をいう。
生乳生産量	初乳（分娩後5日以内の乳）を除く生乳の総量をいう。 乳製品工場・牛乳処理場（以下「工場・処理場」という。）に出荷された生乳の数量及び生産者の自家飲用や子牛ほ乳用などの出荷されない生乳の数量が含まれる。 なお、生産者が疾病、薬剤投与等により生乳を廃棄した場合は、生産量に含めない。
飲用牛乳等向け	牛乳、加工乳、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料の飲用に仕向けたものをいう。 はっ酵乳及び乳酸菌飲料の製造に際し、生乳を脱脂乳とクリームに分離し、脱脂乳を使用する場合は、飲用牛乳等向けに含めず乳製品向けに含める。
乳製品向け	生乳のまま乳製品に仕向けたもののほか、飲用牛乳等以外の加工用に仕向けたものをいう。
その他向け	輸送や処理の過程で減耗したもの等をいう。 なお、自家飲用及び子牛のほ乳用等で処理したものもここに含める。
生乳の移出(入)量	工場・処理場が県外の生産者または工場・処理場から受乳した生乳量を移入量といい、生産者または工場・処理場が県外の工場・処理場へ送乳した生乳量を移出量という。 生乳の都道府県移出（入）量を把握することによって、都道府県別の生乳の生産量及び処理量を明らかにする。
飲用牛乳	牛乳と加工乳をいい、一般的に市乳といわれている。 牛乳と加工乳は成分的に類似したものであり、流通・消費の過程でこれを一体的にとらえる場合が多いので、両者を総称して飲用牛乳として分類した。
飲用牛乳等	飲用牛乳（牛乳、加工乳）に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して飲用牛乳等という。 乳等省令では、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料は、乳製品に分類しているが、これらは、製造過程及び施設が飲用牛乳と同一または類似していること、また、流通も同一であることから、本調査では、飲用牛乳等として分類した。
牛乳	生乳以外のものを混入することなく、乳等省令に定める成分規格並びに製造及び保存の方法の基準に沿って製造されたものをいう。 なお、脂肪調整のための脂肪乳を混入した場合等は、加工乳となるのでここに含めない。

特 別 牛 乳	「特別牛乳さく取処理業の許可を受けた施設」で生乳を処理して製造されたものをいう。 特別牛乳の製造には乳用牛及び牛舎やその付属施設、搾乳の場所等について乳等省令をもって規制されており、生乳の殺菌処理は省略することができる。 本調査では、牛乳として扱うこととする。
加 工 乳	生乳、脂肪乳、全粉乳、脂肪粉乳等の乳又は乳製品のみを原料とし、水以外の他物を混入しないで製造したもので、乳等省令に定める成分規格並びに製造及び保存の方法の基準に沿って製造されたものをいう。
乳 飲 料	生乳、牛乳、特別牛乳及びこれらを原料として製造した乳製品を主原料とした飲料で、乳及び乳製品以外のもの（ビタミン、カルシウム、果汁、コーヒーなど）を加えたものをいう。
は っ 酵 乳	生乳及び乳製品を原料として、これを乳酸菌または酵母ではっ酵させ、糊状または液状にしたものをいう。
乳 酸 菌 飲 料	生乳及び乳製品を原料として、これを乳酸菌または酵母ではっ酵させ、糊状または液状にしたものを主原料として、これに水を加えて薄めた飲料をいう。
乳 製 品 生 産 量	生乳及び中間生産物から乳製品を完成品として生産した量をいう。 なお、他の工場で完成品となったものを単に詰め替えたものは含めない。
加 糖 れ ん 乳	生乳に16～17%のしょ糖を加えて2.5分の1の割合で濃縮したものをいう。製菓原料、アイスクリーム原料、家庭用として使用される。
無 糖 れ ん 乳	生乳を真空で約2.1分の1～2.5分の1の割合で濃縮し、均質操作を行い、缶詰充てん後、高圧滅菌したものをいう。
全 粉 乳	生乳からほとんどすべての水分を除去して粉末状に乾燥したものをいう。加工乳や缶コーヒーなどの原料として使用される。
調 製 粉 乳	生乳又は乳製品に、乳幼児に必要な栄養素及び母乳の組成に類似させるために必要な栄養素を混和し、粉末状にしたものをいう。
バ タ ー	生乳から分離した乳脂肪（クリーム）をかき混ぜること（チャージング）により脂肪を塊状に集め、これをさらに練り上げ（ワーキング）て成形したものをいう。 菓子原料等の業務用や家庭用として使用される。

ク リ ー ム

生乳から乳脂肪分以外の成分を除いたものをいう。

本調査では、製菓原料や家庭用として生産販売する目的で脂肪分離したものに限定し、脂肪分離（脂肪率45～50％）した時点で生産量を把握し、脂肪率換算は行わない。

したがって、バター、チーズを製造する過程で製造されるクリーム及び飲用牛乳の脂肪調整用の抽出クリームは除外する。

なお、牛乳処理場であっても、クリームを生産する目的で脂肪分離を行った場合は、クリームの生産量に計上する。

乳等省令では、添加物を一切加えてはならないと定められており、植物油脂や乳化剤等を加えたものは除外する。

チ ー ズ

生乳及び生乳を原料とする製品を乳酸菌ではっ酵させ、または、生乳に酵素を加えてできた凝乳から乳しょう（ホエー）を除去したものをいう。

チーズは、ナチュラルチーズとプロセスチーズに大別され、ナチュラルチーズは、生乳、クリーム、部分脱脂乳等を凝固させ熟成したものであり、その種類は400種以上あるといわれている。主なものとしてチェダー、ゴーダ（細菌による熟成）、カマンベール、ブルー（カビによる熟成）、クリーム、モザレラ（非熟成）などがある。

プロセスチーズは、一種または数種のナチュラルチーズを粉碎混合し、これに乳化剤等を加えて、加熱、乳化、殺菌し、成形したものである。我が国で生産消費されるチーズの大部分をプロセスチーズが占めているが、原料用のナチュラルチーズはチェダーとゴーダがほとんどであり、その大部分が輸入されている。

本調査では、国内で生産されたプロセスチーズ及びナチュラルチーズのうち直接消費されるもののみを計上する。したがって、プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズは除く。

直接消費用 ナチュラルチーズ

業務用（菓子原料用等）及び家庭用として直接販売されるナチュラルチーズをいう。

これには、カマンベールチーズ、カッテージチーズ、クリームチーズなどがある。

脱脂加糖れん乳

生乳の乳脂肪分を除去したものに16～17％のしょ糖を加えて2.5分の1の割合で濃縮したものをいう。製造方法は、原料乳から脂肪分を除去するほかは、加糖れん乳と同じである。

脱 脂 粉 乳

生乳乳脂肪分を除去したもの（脱脂乳）からほとんどすべての水分を除去して粉末状に乾燥したものをいう。製菓、製パン、還元牛乳、アイスクリームなどの原料として使用される。

アイスクリーム

生乳又は乳製品にしょ糖、香料、乳化剤等を加えてかくはんしながら凍結させたもので、乳脂肪分8％以上のハードアイスクリームを対象とした。

8 利用上の注意

(1) 統計表の地域区分

全国農業地域及び地方農政局の区分は、次のとおりである。

全国農業地域	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
東 山	山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、 長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管内の所属都府県は、全国農業地域の所属都府県と同じである。

(2) 統計表に用いた記号

統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「 - 」 事実のないもの

「 ... 」 事実不詳又は調査を欠くもの

「 X 」 秘密保護上統計数値を公表しないもの

(3) 連 絡 先

農林水産省大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電話 (代表) 03(3502)8111 内線2888

(直通) 03(3591)0783